

群馬大学共同教育学部附属学校公開研究会料金要項

平成 17. 5. 2 制定
改正 平成 19. 4. 1 平成 19.12.2
平成 23. 4. 1 令和 2. 4. 1
令和 2. 4. 15

(趣 旨)

第1 群馬大学共同教育学部附属幼稚園，附属小学校，附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）で徴収する公開研究会の参加費及び徴収方法については，国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定 第17条の規定に基づき），この要項の定めるところによる。

(参加費及び徴収方法)

第2 附属学校の公開研究会で徴収する参加費は，次の表のとおりとする。

区 分	一 般	学 生
幼 稚 園	円 500	円 300
小 学 校	2,000	1,000
中 学 校	2,000	1,000
特別支援学校	2,000	1,000

- 前項の参加費は，共同教育学部長が特に必要と認めた場合は，その全部又は一部を免除することができる。
- 第1項の参加費は，銀行振込により前納又は公開研究会の実施日に納付するものとする。ただし，国，地方公共団体，特殊法人，独立行政法人及び国立大学法人からの申込みにあつては，分納又は後納させることができる。
- 納入された参加費は，返還しない。

附 則

この要項は，平成23年4月26日から施行し，平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は，令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和2年4月15日から施行し，令和2年4月1日から適用する。